

医療的ケア児の実態調査に係る意見聴取結果について

1 要旨・目的

医療的ケア児とその家族の生活状況や支援ニーズに関する実態調査結果を基に、医療的ケア児支援センターの設置を含む今後の対応について、保健医療、障害福祉、教育等の関係者及び家族会等から意見聴取を行った結果について報告する。

2 現状・背景

令和3年9月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）に基づき、適切な支援を行うため、本年1月から3月にかけて、県内の医療的ケア児の実態調査を実施した。この結果を基に、課題及び取組の方向性等について意見聴取した。（調査の詳細は、本年7月19日の生活福祉保健委員会 健康福祉局 説明資料4を参照）

3 概要

(1) 意見聴取の対象及び日時

会議名称	広島県自立支援協議会 医療的ケア児等支援部会（オンライン実施）
構 成	医師，県看護協会関係者，県訪問看護ステーション協議会関係者，地域療育等支援事業連絡協議会関係者，家族会理事，重症児デイサービス事業所代表者，（行政）障害者支援課，安心保育推進課，県教育委員会特別支援教育課
日 時	令和4年8月25日（木）19：00～21：00

(2) 課題及び取組の方向性等

課 題	取組の方向性	取 組(例)	
相談，情報提供・助言の窓口が分からない。	相談をワンストップで受け付ける窓口の設置	・医療的ケア児及びその家族からの相談を受け止め，助言を行うとともに，相談内容に応じて，医療的ケア児等コーディネーターが関係機関と連携して総合的に対応	○
医療的ケア児の保護者等に対する積極的な情報提供・共有がない。	医療的ケア児及びその家族への積極的な情報発信	・医療的ケア児支援に係るポータルサイトの開設 ・プッシュ型の情報配信等の実施 等	○
	県・市町・関係機関間のネットワーク構築	・医療的ケア児コーディネーターの仲介等により県・市町及び関係機関をつなぎ，必要な支援について適宜協議し，連携することができるネットワークの構築	○
医療的ケア児に対応可能な事業所，サービスが不足している。近隣にない。	医療的ケア児に対応できる医療・福祉関連事業所等の増	・医療・福祉関連事業所等の関連団体等に対し，在宅の医療的ケア児への対応に係る協力依頼 ・報酬改定に係る国への働きかけ	—
医療的ケア児に対応できる支援者が足りない。	医療的ケア児の支援に携わる人材の育成	・医療的ケアに対応できる看護師養成研修 ・医療的ケアに対応できる介護従事者養成研修 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 ・多職種連携研修 等の実施 〔現在の取組を継続して実施〕	○
付き添いが必要であるため，通学（通園）ができない。	保育・学校関連の保護者等の負担軽減	・保育所や学校等での医療的ケア児受入れ体制の確保に係る看護師確保に向けた取組	—

取組(例)に「○」が付された取組については，医療的ケア児支援法において，医療的ケア児支援センターが実施できる業務として規定されているもの

(3) 医療的ケア児支援センターに係る主な意見

- 医療的ケア児の支援については、住民に身近な市町が窓口対応することが求められる。
医療的ケア児支援センターは情報の集約点として、困難事例とその対処に係る情報を集め、困っている市町に助言したり、報告・相談ができるような場所になれば良い。
- 市町をサポートする役割をセンターが持つことは大きい。

3 今後の対応

関係者からの意見を踏まえ、医療的ケア児支援センターについては、主な機能・役割を次のとおり想定した上で、他県の先進事例等も参照しながら検討を進める。

- (1) 市町の相談業務を支援するとともに、どこに相談していいかわからないといった医療的ケア児及びその家族からの相談を受け付け、助言を行い、相談内容に応じて市町や関係機関につなぎ、又は連携して対応すること
- (2) 医療的ケア児及びその家族に向けて、積極的に情報を発信すること
- (3) 医療的ケア児に係る情報の集約点として、支援を行う市町をサポートすること
- (4) 医療的ケア児の支援に携わる人材を育成すること